

令和5年6月佐倉市議会定例会提案目次

議案第 1 号 令和5年度佐倉市一般会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ1,319万1,000円の増額補正
- ◇ 補正後予算額527億2,152万1,000円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
 - マイナポイントの申請期限（以前は5月末まで）が9月末まで延長されたことに伴い、申請支援業務委託料を増額する必要があるため、補正予算として提案するもの
- ◇ 歳入
 - 国庫支出金の増
- ◇ 歳出
 - 個人番号カード等交付事業の増

議案第 2 号 令和5年度佐倉市一般会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ14億4,962万7,000円の増額補正
- ◇ 補正後予算額541億7,114万8,000円
- ◇ 歳入の主なもの
 - 国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入及び市債の増
- ◇ 歳出の主なもの
 - 介護施設等物価高騰対策支援金支給事業、子どもの成長応援臨時給付金支給事業（市独自給付分）、市内中小店舗キャッシュレス推進応援事業など新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業、防災資器材等管理事業、子どもの成長応援臨時給付金支給事業、高校生等医療費助成事業、地域資源推進事業、観光イベント事業、生活道路整備事業、消防施設整備事業及びスポーツ施設整備事業の増
- ◇ 繰越明許費補正
 - 佐倉市民体育館屋根防水改修工事ほか2件の追加
- ◇ 債務負担行為補正
 - 小学校照明設備LED化ESCO事業ほか11件の追加及び公共施設包括管理業務委託の変更
- ◇ 地方債補正
 - 佐倉市民体育館改修事業債ほか6件の追加及び佐倉城址公園整備事業債（都市構造再編集中支援事業補助金）の変更

議案第 3 号 令和5年度佐倉市国民健康保険特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ1,928万円の増額補正
- ◇ 補正後予算額185億5,659万4,000円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
国民健康保険事業費納付金の増

議案第 4 号 令和5年度佐倉市農業集落排水事業特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ2,236万1,000円の増額補正
- ◇ 補正後予算額4,141万7,000円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
農業集落排水事業費の増

議案第 5 号 佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 地方税法等の改正等に伴い、市税賦課事項を変更しようとするもの
主な改正内容
→ 森林環境税（国税）の創設に伴い、その徴収方法（個人市民税の均等割の賦課徴収をする場合に併せて賦課徴収）等を規定【個人市民税】

- ・ 森林環境税
パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）により創設されたものをいう（納税義務者等は下表のとおり）。

納税義務者等	国内に住所を有する個人に対して課する国税
税 率	1,000円（年額）
賦 課 徴 収	市町村（個人住民税と併せて実施）
国への払込み	都道府県を經由して税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

※ 令和6年1月1日から施行（令和6年度分以後の個人市民税について適用）

→ 給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その旨を記載した申告書を提出することができることとする。【個人市民税】
※ 令和7年1月1日から施行（経過措置あり）

→ 給与所得に係る特別徴収税額の納入書、法人市民税及びたばこ税の納付書の様式に、「地方税統一QRコード」を活用した納付のための様式を追加【個人市民税・法人市民税・たばこ税】
※ 公布の日から施行

→ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限（現行：令和6年度分の個人市民税まで）を令和9年度分の個人市民税まで延長【個人市民税】
※ 公布の日から施行

→ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設に伴い、当該措置により減額する割合を3分の1（参酌基準どおり）とする。【固定資産税】

- ・ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置
マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定める割合で減額する措置（上限は1戸あたり100㎡相当分）をいう。

※ 公布の日から施行

→ 燃費性能等に係る試験における不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行った自動車メーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を35%に引上げ【軽自動車税】
※ 令和6年1月1日から施行（経過措置あり）

- 燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例（軽課）」）の適用期限について、それぞれ次のとおり延長【軽自動車税（種別割）】
 - ア 税率を概ね75%又は50%軽減する措置 3年延長
 - イ 税率を概ね25%軽減する措置 2年延長
- ※ 公布の日から施行（経過措置あり）

- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限（現行：令和5年度分の個人市民税まで）を令和8年度分の個人市民税まで延長するもの【個人市民税】
- ※ 公布の日から施行

議案第 6 号 佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定 について

- ◇ 地方税法の改正に伴い、都市計画税賦課事項を変更しようとするもの
 - バス事業者が路線の維持に取り組みつつEV（電気自動車）バスを導入する場合における変電・充電設備等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設に伴い、都市計画税の課税標準に係る読替規定に当該措置に係る地方税法からの引用条項を追加
 - ※ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行

議案第 7 号 佐倉市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 国の経営力強化保証制度の廃止に伴い、当該制度を活用する経営力強化支援資金を廃止するもの

<ul style="list-style-type: none"> 経営力強化支援資金 平成24年10月に新設された国の経営力強化保証制度を活用する資金（融資）であり、中小企業の経営力強化を図るうえで必要となるものをいう（用途等は下表のとおり）。 		
用途	融資限度額	融資期間
運転資金	2,000万円	5年以内
設備資金	3,000万円	7年以内

※ 公布の日から施行（経過措置あり）

議案第 8 号 佐倉市公共施設再配置審議会設置条例の制定について

- ◇ 公共施設の再配置を推進することに関し必要な事項を調査審議するため、公共施設再配置審議会を設置するもの
→ 審議会の所掌事務等を下表のとおり規定

所掌事務 (第3条)	市長の諮問に応じ、公共施設の再配置の方針の策定及び当該方針に基づく公共施設の再配置の推進に関すること等について調査審議し、答申すること。
組 織 (第4条)	6人以内の委員をもって組織し、委員は、公共施設の再配置に関する知識又は経験を有する者及び市民のうちから市長が委嘱
任 期 (第5条)	2年（再任可）
会 長 (第6条)	委員の互選により定める。

- ◇ 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例において、審議会の委員等の報酬について規定
→ 会長の報酬を月額8,100円、委員の報酬を月額7,600円と規定
※ 公布の日から施行

議案第 9 号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 足立 正道（あだち・まさみち）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

議案第 10号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 石田 和久（いしだ・かずひさ）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

議案第 11号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 石渡 文久（いしわた・ふみひさ）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

議案第 12号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 牛玖 良一（うしく・りょういち）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

議案第 13号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 梅澤 孝雄（うめざわ・たかお）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

議案第 14号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 江川 昌子（えがわ・まさこ）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

議案第15号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 三須 健行（みす・たけゆき）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、太田原 修（おおたわら・おさむ）氏を農業委員会委員として任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

議案第16号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 兼坂 仁（かねさか・ひとし）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

議案第17号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 鈴木 孝徳（すずき・あつのり）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

議案第18号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 長澤 正昭（ながさわ・まさあき）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、立田 正人（たつた・まさと）氏を農業委員会委員として任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

議案第19号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 林 重孝（はやし・しげのり）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

議案第20号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 羽根井 直子（はねい・なおこ）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、藤崎 光弘（ふじさき・みつひろ）氏を農業委員会委員として任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

議案第 21号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 眞野 文雄（まの・ふみお）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

議案第 22号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 三門 増雄（みかど・ますお）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

議案第 23号 農業委員会委員の任命について

- ◇ 山崎 宏（やまざき・ひろし）氏の任期満了（令和5年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- ◇ 吉野 宣子（よしの・のぶこ）氏の任期満了（令和5年9月30日付け）に伴い、同氏を人権擁護委員候補者として再度推薦することについて議会の意見を求めるもの
- 任期 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで